

静岡県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和6年7月12日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持許可の期間を定める規則の一部改正)

第1条 射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持許可の期間を定める規則(昭和53年静岡県公安委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持許可の期間を定める規則</u></p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号) <u>第6条第1項</u>に基づく許可の期間は、2年とし、<u>同令第6条第2項</u>に基づく許可の期間は、1年以内で必要な期間とする。</p>	<p><u>射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等の所持許可の期間を定める規則</u></p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号) <u>第9条第1項</u>に基づく許可の期間は、2年とし、<u>同令第9条第2項</u>に基づく許可の期間は、1年以内で必要な期間とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部改正)

第2条 教習資格認定証の有効期間を定める規則(昭和55年静岡県公安委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号) <u>第26条第2項</u>に基づく認定証の有効期間は、3月とする。</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号) <u>第33条第2項</u>に基づく認定証の有効期間は、3月とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第3条 静岡県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年静岡県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(医師の指定)</p> <p>第2条 法第4条の3第2項及び第12条の3に規定する診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>	<p>(医師の指定)</p> <p>第2条 法第4条の3第2項及び第12条の3に規定する診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（ <u>令第8条第3号</u> に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	(略)
令第8条第3号に規定する病気にかかっている者	(略)
(略)	
2 (略)	

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（ <u>令第11条第3号</u> に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	(略)
令第11条第3号に規定する病気にかかっている者	(略)
(略)	
2 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和6年7月14日から施行する。